

田原医事課長：

「ケンシ」というのと検案というのはちょっと違いますので、お亡くなりになって、検案を医師がしたときに警察に届け出るかどうかということが論点だと思っております。「ケンシ」という意味合いが、いろんな字がありますので、少し限定して御質問いただければと思います。

中澤構成員：

検案というのは、普通は医療が関係しないところで起きた事例について、医師が必ず検証を行わなければいけないという状況の中で検死が行われるという考えで私はいるのですけれども、これは検死にもかなり幅が広いという感じになるのですか。

田原医事課長：

検案は外表を見て判断するとなっておりますけれども、その亡くなられた死体があって、死体の外表を見たドクターが検案して、そのときに異状だと考える場合は警察署に届け出てくださいということだと考えております。

中澤構成員：

それは、外表を見てということは、外表だけで判断されるということではよろしいわけですね。

田原医事課長：

基本的には外表を見て判断するということですがけれども、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、それを考慮に入れて外表を見られると思います。ここで書かれているのは、あくまでも、検案をして、死体の外表を見て、異状があるという場合に警察署のほうに届け出るということでございます。こ

これは診療関連死であるかないかにかかわらないと考えております。

中澤構成員：

そうすると、外表では判断できないものは出さなくていいという考えですか。

田原医事課長：

ですから、検案ということ自体が外表を検査するということですので、その時点で異状とその検案した医師が判断できるかどうかということだと考えています。

中澤構成員：

判断できなければ出さなくていいですね。

田原医事課長：

それは、もしそういう判断できないということであれば届出の必要はないということになると思います。

中澤構成員：

私は、最初からこの法律の内容は医療事故死というのを意識してない時代にできていると思います。ですから、これを現代の非常に複雑化した死亡ということに適用するのは難しい面があるだろうなと思っておりましたので、今のお考えをはっきり聞きましたので、そういうことかということによって理解させていただきます。